



平成19年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所  
代 表 者 名 代表取締役社長 芝 則之  
(コード番号：6335 東証・大証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長兼法務室長  
鎌田 敏弘  
(TEL 03-3451-8141)

## 米国における弁護士事務所損害賠償請求訴訟の和解について

当社およびTKS(USA), Inc (以下当社側)は、米国弁護士事務所およびその弁護士(以下当該弁護士事務所側)に対し、当社が米国1916年反ダンピング法訴訟(以下当該米国訴訟)で敗訴(平成18年6月確定)の原因の一つが当該弁護士事務所側の弁護過誤であるとの理由から、損害賠償請求の訴訟(以下本件訴訟)を起こしておりました(当社側が原告であり、かつ訴訟戦略上の観点から公表は控えさせていただいておりました)が、平成19年8月17日当該弁護士事務所側との和解契約が成立いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当該弁護士事務所側は当該米国訴訟において、当初は当社側の弁護人でありましたが途中で他の弁護士事務所に変更した経緯がございます。

### 1. 和解の内容

当該弁護士事務所側は、本件訴訟の和解金として19百万ドル(約21億円)を当社側に支払う。なお、詳細については、当事者間の守秘義務がございますので開示することができません。

### 2. 日本の損害回復法との関連

本件和解については、日本の損害回復法(以下損害回復法)と直接の関連はなく、損害回復法による訴訟を継続、遂行して行く所存でございます。

### 3. 業績に与える影響

本件和解金の19百万ドル(約21億円)は、平成20年3月期連結および個別決算の特別利益として計上する予定です。詳細につきましては、本日発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上